

平成 30 年度 第 3 回 鳥取県中部地域公共交通協議会について(報告)

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 15 時 00 分～16 時 30 分
- 2 場 所 上井公民館 多目的ホール
- 3 出席者 委員 30 名中 24 名
- 4 内 容 ①鳥取県中部地域公共交通再編実施計画策定に向けた検討状況について承認いただきました。
②平成 31 年度事業計画 (案)、当初予算 (案) について承認いただきました。
- 5 資 料 別紙のとおり
- 6 協議内容 以下のとおり

1. 開会

(事務局)

委員 30 名に対して 24 名の出席。また、欠席者 6 名のうち 5 名から承諾書の提出あり。残り 1 名の方はまもなく到着予定。鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 3 項の規定による開催要件の過半数を満たしていることを報告。

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 7 項の規定により、原則公開となっていることを説明。

2. 会長あいさつ

(石田会長)

皆さまこんにちは。皆様方には年度末の大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から交通行政にご支援を頂いておりますことを重ねて御礼申し上げます。高齢化が進む中でこの公共交通が非常に大きな問題になっております。高齢者の方々が絡んだ事故が増え、免許返納などの重要な問題になってきています。その一方で、免許返納をしたものの移動をどうするかという問題も出てきています。この交通をどのように確保していくのが、どの地域にとっても重要な課題になってきています。ということで、中部地域についても公共交通網形成計画をつくって取組を進めてきたわけですが、計画をつくるだけでは意味がなく、具体的な施策に取り組まなければいけませんので、実施計画の策定に取り組んでいるところです。そのことについて色々ご意見をお伺いながら具体的な取組に繋げていきたいと思っております。忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

3. 報告事項

(1) 地域公共交通確保維持改善事業の第三者評価委員会への報告について

(事務局 説明)

資料 1 により説明。

再編実施計画を調査するための事業と公共交通の利用促進に係る事業について補助を受けて実施しており、これらについてはまず協議会で評価を行い、2 月に中国運輸局で開催される第三

者評価委員会へ報告し評価をされるようになっていく。委員会では、中部圏域のマップの作成、高校生や企業に向けた利用促進を図ったチラシの作成について評価いただき、事業が適切に実施をされていると評価されていることを報告。

(質疑なし)

4. 協議事項

(1) 鳥取県中部地域公共交通再編実施計画策定に向けた検討状況について

(事務局説明)

資料2、資料3について説明。

(質疑応答)

(大下委員)

中部高P連の大下です。前回、高校への聞き取りをお願いしましたが、行っていただきありがとうございます。結果が大変反映されているとっております。ただ、実証時期はあくまで予定ですよね。実施はいつ頃を予定しておられますか。というのも、来月、中部高P連の校長・PTA会長会があり、その後に県の総会があります。中部の総会もあります。一昨年から役員をしていますが、交通については問題点として取り組んでいます。中部圏内の高校生が東部と西部に多く流れていることに、学校は強い危機感を感じています。中部のPTA連合会の総会にこの内容を報告したいと思いますが、私の方で説明した方がいいのかお聞きしたいと思いません。

もう一点お聞きいたします。先ほど西倉工業団地への路線バスの乗り入れの話がありました。私は社地区の会長をしています。今日も館長と話をしました。以前に地区への乗り入れは通学路とも関わるので地元で聞き取りをして欲しいと要望しましたが、聞き取りはされましたでしょうか。後ろの方の説明にもありましたが、地区のバス停も老朽化しているので、地区の方でなければならぬのか、場所によってはお借りしてできないので、その辺りも全部とは言いませんが関わっていく路線などは地区に聞き取りに行ってもらえれば、地区の方にも協力していただけたらと思います。バスの利用促進に関しても、地区の方に呼びかけることができると思います。その辺りの対応をどうされるのかを3点お聞きします。

(事務局：安道)

学校の方に説明に上がらせていただきまして、先ほどお話しされました学生が東部・西部に流れていることに対して危機感を持っておられることをご教示いただいたところです。そういった中で、具体的にこの路線といったものを抜き出して、アンケート等も実際に行いながら、利用いただけるような案を作ったということです。

PTA連合会での説明については、お呼び頂ければ事務局の方でお伺いして説明したいと思っております。地区への説明は、工業団地への乗り入れが可能であるという確認ができましたので、4月から説明に伺いたいと考えております。

また、待合環境の整備については、資料3(74ページ)のように住民との協働による待合環境整備として制度の準備をしております。具体的な場所などを教えていただければ、地域が中

心となりますが、相談させていただきながら進めさせていただきますので、情報の提供等々しながら相談していきたいと思います。こちらについては市からも情報の提供をさせていただいておりますので、助成制度があるということをご確認いただければと思います。

(大下委員)

P T A 連合会の説明には来ていただいた方がいいと思います。時間を取りますので後ほどご相談させてください。地区への説明は、役員が今いろいろ動いている時期なので、なるべく早い方がいいと思います。

(知久馬委員)

個人的な話になりますが、老人クラブの関係ですが、免許証を自主返納した場合にタクシー補助があることを知らない人が多いと思います。ここに三朝町の例が出ていますが、タクシー補助の形なのか高齢者の人は知らない人が多いと思います。徹底してわかるようにしてほしいです。バスは便数が少ないので、バスだけでなくタクシーを利用したい高齢者も多いかと思います。倉吉の例も書いてありますが、老人クラブの皆さんにも教えたいと思います。

(事務局：安道)

資料3(63ページ)をご覧くださいと思います。表33の各自治体の取り組みを載せています。三朝町は月4枚、1枚につき最高5,000円助成となっています。周知の問題があると思います。今回いただいた意見を三朝町の担当者に伝え周知をしてもらいます。

(足羽委員)

資料3(5ページ)の倉吉産業高校へ行くバスですが、1便出すということですが、1便ということは1台ということですか。また、倉吉駅の南側から出発するということですが、北側から出発の方が簡単ではないでしょうか。なぜ南側なのか教えていただきたいと思います。

(事務局：内川)

台数ですが1台です。駅の南から出発する理由は、倉吉駅南側に既線路線が到着します。そのバスがそのまま倉吉総合産業高校への路線となるので、駅の北側ではなく南側からの出発になるということです。

(土井委員)

鳥取運輸支局の土井です。説明の中にも実施時期について触れられていたのですが、路線の再編に係る実施事業の実施時期を改めて教えていただけますか。

(事務局：内川)

資料2の下線部を確認いただきたいと思います。「平成31年10月路線再編を目指し検討中」と記載しております。この時期がそれぞれ通勤・通学や西倉吉方面のバス再編の目標時期になっています。

(大下委員)

バス停のデザインについて、鳥取短期大学の方でとありましたが、様々な高校にも声をかけてもらえると高校生が興味を持ってくれると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。倉吉農業高校・倉吉北高校でも食育でコラボレーションしておられますので、デザインに関しては高校にも声をかけてみてはと思います。

(石田会長)

ご提案ということで預かりたいと思います。

その他、特に無いようでしたら、協議事項「(1) 鳥取県中部地域公共交通再編実施計画策定に」に向けた検討状況について」はよろしいでしょうか。

(意見なし。承認)

(2) 平成 31 年度事業計画 (案)、当初予算 (案) について

(事務局説明)

資料 4、資料 5 について説明。

(石田会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問はございませんか。

その他、特に無いようでしたら、協議事項「(2) 平成 31 年度事業計画 (案)、当初予算 (案) について」はよろしいでしょうか。

(意見なし。承認)

5. その他

(1) 鳥取運輸支局からの情報提供について

(土井委員)

皆さん、貴重なお時間をありがとうございます。運輸支局から情報提供ということで、参考資料 3 に新聞記事「タクシー相乗りの全国解禁」について載せています。この内容について協議会の方から説明をお願いしましたが、申し訳ないですが支局の方までは詳細な情報は入っていない状況です。ただ、これは「未来都市会議」というもので、内閣総理大臣を議長として関係大臣と有識者が参加していて、未来への成長戦略と構造改革を図ることを目的として開催されるものです。その会議が 3 月 7 日に開催され、「相乗りタクシーの導入」、「自家用有償運送の実施の円滑化」であるとか「観光ニーズへの対応」などの内容が議論されたようであります。記事には、実施時期として「通達改正で対応できるものは次年度中」、「法改正が必要なものは次期通常国会へ」というような内容が記載されています。会議後の記者会見の要旨を見ましたところ、議論はなされたようですがそこまでのことは記載されていませんでした。この夏に取りまとめられる成長戦略実行計画の中で具体的に検討されるところです。参考までに次のページに国土交通省の資料を添付しています。

続いて、改正バリアフリー法について説明させていただきます。これは、法律自体は平成 30 年 5 月に公布されまして、平成 30 年 11 月 1 日と平成 31 年 4 月 1 日の 2 回に分けて施行されま

す。赤字で書いているのは11月1日に施行された内容で、青字が4月1日から施行される内容です。「②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進」ということで、ソフトについては中央の方で作成中です。運送事業者さんに対してはバリアフリーに対するハード・ソフトの作成・取り組み状況についての報告・公表が義務付けになりますが、大規模事業者が対象になりますので、鳥取県内の運送事業者さまが対象となるかどうかはわかりません。④で「貸切バスの導入時におけるバリアフリー基準適合・義務化」とあります。貸切バスにもバリアフリーの基準の適合になるということですが、これからすべての車両が対象になるのではなく、バリアフリー対応車両として登録される場合にはこの新しい基準の適合が義務化されます。

続いて、網形成計画の策定状況の表を載せております。参考にいただければと思います。

最後ですが、タクシー事前確定運賃についてパブリックコメントを募集しております。4月5日まで行っております。タクシー運賃は降りるときに初めて確定しますが、配車アプリ等で事前に決済額を決める内容です。こちらは次年度の実施を見越したパブリックコメントとなっております。読んでいただければと思います。以上です。ありがとうございました。

(石田会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

その他のことで、何かありますか。

(高橋委員)

鳥取県地域振興部の高橋です。今お話しを伺っていて、中部地域は非常に丁寧に聞き取りをされ、見直しが色々なところで同時並行で行われている印象を受けます。また、通学のことについてもご指摘を受け、この「通学スタイル」というのは、今、東中西部で協議会を持っていますが、中部だけの取り組みなので画期的だと思います。免許返納も進んで、バス停まで行けない高齢者の方や障がい者の方が増えていく中で、地域の生活交通を守るためには市町村単位の路線見直しが必要だという議論も増えてきています。中部では三朝町さんのお話しがございましたが、琴浦町さんの方でもバスのドライバー不足ということもあり、町の方で取り組まれるというお話しもございます。北栄町さんのようにバス自体が少ないという所もあります。これから市町村の方で見直しも進められていくと思っています。

途中で紹介がありました南部町の方では路線バスからデマンド型バスへの再編が昨年10月に行われたわけですが、お聞きしますと高齢者の方が以前のバス停よりも近くまで来てくれるようになり喜んでおられます。また、通学する高校生の「夜暗くなった時に家の近くまで来るので安心」という声も聞かれています。そういった事例もこれから情報交換しながら、県としてもバスだけではなくデマンドタクシーも含め、鳥取県にはUDタクシーもありますが、そういったものを組み合わせた公共交通ということで進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(石田会長)

その他ございませんか。

(知久馬委員)

バス停はどこが管理していますか。私はバスをいつも使っていますが、中には非常に汚いバス停があるので気になりました。以前新聞に書きましたが、タバコの吸い殻や缶が置いてあったりします。管理はどこがしているのでしょうか。

(事務局：安道)

管理者は県であったり市町であったりします。また、バス事業者など様々です。ポールが立っているものはバス事業さまに管理していただいています。

(事務局：内川)

それでは日程はすべて終了ということで、協議会の方は以上をもちまして閉会させていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

6. 閉会